ふくい産業ＡＸコンソーシアム生成ＡＩ導入支援専門家設置要綱

（目的）

第１条 この要綱は、ふくい産業ＡＸコンソーシアム会員の企業（以下「会員企業」という。）のＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）を推進するため、生成ＡＩ導入支援専門家（以下「専門家」という。）を設置し、生成ＡＩの導入、活用および定着に向けた支援を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門家の役割）

第２条 専門家は、生成ＡＩの業務利用が進んでいない会員企業に対し、社員が生成ＡＩを安全かつ効果的に業務で活用できるよう、個別伴走支援を行うものとする。

２ 専門家は、単なるツール導入支援にとどまらず、社員自らが継続的に生成ＡＩを活用し、業務改善や生産性向上に取り組める状態となるよう支援するものとする。

（専門家の登録）

第３条 知事は、次条に規定する要件を満たす者のうち、専門家として適当と認める者を登録するものとする。

２ 専門家の登録期間は、登録の日から当該年度末までとする。ただし、再登録を妨げない。

（登録要件）

第４条 専門家として登録できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

一　生成ＡＩ（ChatGPT、Microsoft Copilot、Gemini、Claude その他これらに類するサービス）の様々な機能を活用した業務利用経験を有し、活用した業務、利用方法、効果および留意点を具体的に説明できること。

二　中小企業への生成ＡＩ活用支援の経験を有していること。

三　業務の聞き取りや支援目標の合意、ハンズオン体験による活用対象の選定、試行、効果確認および継続利用に向けた支援を行う能力を有すること。

四　原則として会員企業を訪問し、対面で支援できること。ただし、一部についてはオンラインによる支援および相談対応を可能とする。

五　生成ＡＩの誤出力、情報漏えい、個人情報・機密情報の取扱い、著作権等に関する基本的な知識を有し、安全な利用方法を説明できること。

六　ふくい産業ＡＸコンソーシアムの研究会その他必要な会議等に参加できること。

七　本事業で知り得た情報について守秘義務を遵守し、個人情報および企業の機密情報を適切に取り扱うことができること。

（支援内容）

第５条 専門家は、会員企業に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

一　事前ヒアリング・環境確認および支援目標の合意

二　生成ＡＩ利用環境の設定および導入支援

三　社内利用ルールの策定支援

四　伴走支援
ア 生成 AI の基本操作の習得支援
イ 業務ごとのＡＩワークスペースの作成支援
ウ ＡＩエージェントの構築支援
五　利用状況確認および改善支援
六　利用相談対応
２ 支援内容の詳細は、別に定める生成ＡＩ導入支援専門家募集要項によるものとする。

（専門家の選定）
第６条 会員企業は、県が公表する専門家の得意分野、支援実績、支援方法その他の情報を参考に、希望する専門家を選定するものとする。
２ 専門家への登録は、会員企業への派遣を保証するものではない。

（協力事項）
第７条 専門家は、本事業の効果検証および横展開のため、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。
一　成功事例や利用ルールの共有に関すること
二　ふくい産業ＡＸコンソーシアムの事例発表会に関すること
三　県が実施する施策の検討に関すること
四　県ホームページその他広報媒体への会員企業の活用事例掲載に関すること

（守秘義務）
第８条 専門家は、支援業務により知り得た会員企業の技術上、営業上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。
２ 前項の規定は、専門家の登録期間終了後または登録取消後においても適用する。

（登録の取消し）
第９条 知事は、専門家が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。
一　登録要件を満たさなくなったとき。
二　支援業務を適切に履行しないと認められるとき。
三　守秘義務に違反したとき。
四　専門家として不適当な行為があったと認められるとき。

（その他）
第１０条 この要綱に定めるもののほか、専門家の設置および運営に関し必要な事項は、福井県産業労働部経営改革課長が別に定める。

付則
この要綱は、令和８年１０月３０日から施行する。